

大麻等（違法薬物）に関する注意喚起

最近、大学生や高校生が大麻等（違法薬物）を所持するなど大麻取締法違反などにより逮捕される事件が相次いで発生し、大学生への大麻汚染が大きな社会問題となっています。

大麻等の違法薬物は、その「使用（吸引・摂取）」を含め、「所持」や「栽培・製造」或いは「販売」にいたるまで、法律で「厳しく禁止・規制」され、その違法行為は「重大な犯罪」として罰せられます。

大麻等（違法薬物）に関するこれらの行為が「重大な犯罪」として罰せられるのは、「違法薬物の乱用が体を蝕（むしば）み、精神を侵し、通常の社会生活を送れなくなる」とともに、「その依存性が強く、自身の将来を脅かすだけでなく、家族や友人、社会に著しく悪影響を及ぼす」ためです。

学生の皆さんは、大麻等（違法薬物）の乱用の恐ろしさを強く認識し、佐賀大学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとることを切に望みます。

平成20年11月26日

佐賀大学副学長
理事（教育・学生担当） 田代洋丞

愛する自分を大切に
Yes To Life, No To Drugs.

ダメゼッタイ
Damei Zettai!



MDMA・覚せい剤・大麻・シンナーの乱用をなくそう。

麻薬・覚せい剤乱用防止運動

近野成美



薬物乱用対策推進本部
厚生労働省・警察庁・都道府県
財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

